

足場等に対する措置が変わりました

—6月1日から改正労働安全衛生規則が施行されています—
北海道労働局労働基準部安全課

足場等（足場、架設通路及び作業構台）からの墜落防止等の対策の強化を図るため、今般、足場等からの墜落防止措置等に関し、労働安全衛生規則の一部が改正され、6月1日から施行されています。主な改正点は表1のとおりです。また、現場で想定される措置のうち、特に問題となる躯体側の措置についてその適否（例）を図1として掲載しましたので、参考としてください。

(表1)

労働安全衛生規則（足場等関係）に係る主な改正事項

		足 場		作業構台	架設通路
		わく組足場	わく組足場以外の足場		
墜落防止措置の充実	事業者	①交さ筋交いに加えて、「下さん等」の新設	①手すりの高さを75cm⇒85cm以上へ変更	①手すりの高さを75cm⇒85cm以上へ変更	①手すりの高さを75cm⇒85cm以上へ変更
		②「手すりわく」の新設	②「中さん等」の新設	②「中さん等」の新設	②「中さん等」の新設
措置上の留意点		①か②いずれかの措置	①と②両方の措置	①と②両方の措置	①と②両方の措置
手すり先行工法に関するガイドライン	事業者	「上さん」又は「同等以上の機能を有する手すりわく」を設けること。	「幅木を設けること」又は「これと同等以上の措置」を講じること。	適用なし	適用なし
物体の落下防止措置の新設	事業者	「幅木等」の新設		措置義務なし	措置義務なし
安全点検等の充実	事業者	①作業開始前の墜落防止設備に関する点検・補修義務の新設		①同左	措置義務なし
		②悪天候等の後の墜落防止設備及び物体の落下防止設備の点検・補修結果の記録・保存義務の新設		②悪天候等の後の墜落防止設備の点検・補修結果の記録・保存義務の新設	措置義務なし
	注	悪天候又は中震以上の地震の後の墜落防止設備及び物体の落下防止設備の点検・補修結果の記録・保存義務の新設		悪天候又は中震以上の地震の後の墜落防止設備の点検・補修結果の記録・保存義務の新設	措置義務なし

(注)

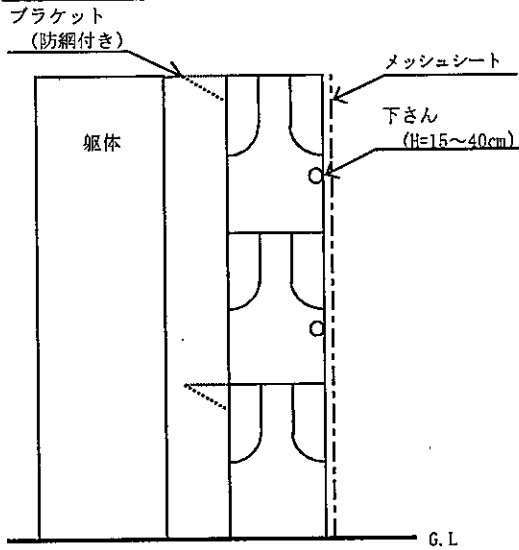
- (1)「中さん等」とは、「高さ35cm～50cmのさん」又は「これと同等以上の機能を有する設備」をいうこと。
- (2)「下さん等」とは、「高さ15cm～40cmのさん」及び「高さ15cm以上の幅木」又は「これと同等以上の機能を有する設備」をいうこと。
- (3)「悪天候等」とは、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更をいうこと。

(図1)

墜落及び落下防止措置の適否(例)

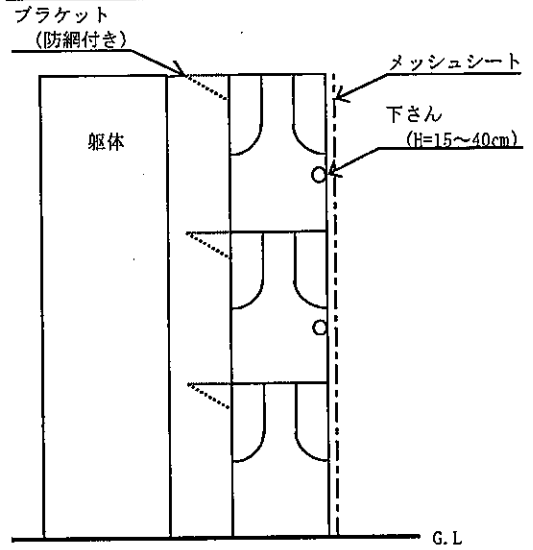
下図については、全ての層に交差筋かいが設けられているもの

① 足場内側(躯体側) : 2層毎に防網付きブラケットの設置



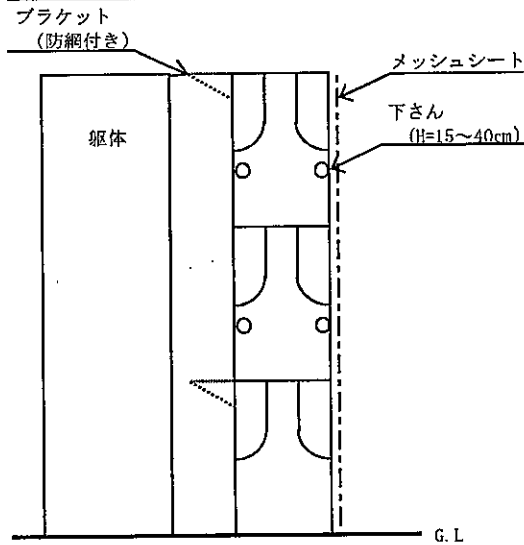
① 墜落及び落下防止措置共に否

② 足場内側(躯体側) : 1層毎に防網付きブラケットの設置



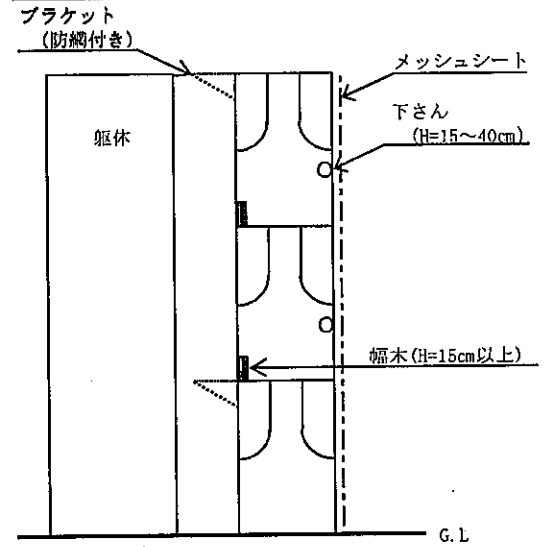
② 墜落防止措置は否、落下防止措置は適

③ 足場内側(躯体側) : 2層毎に防網付きブラケットと1層毎に下さんの設置



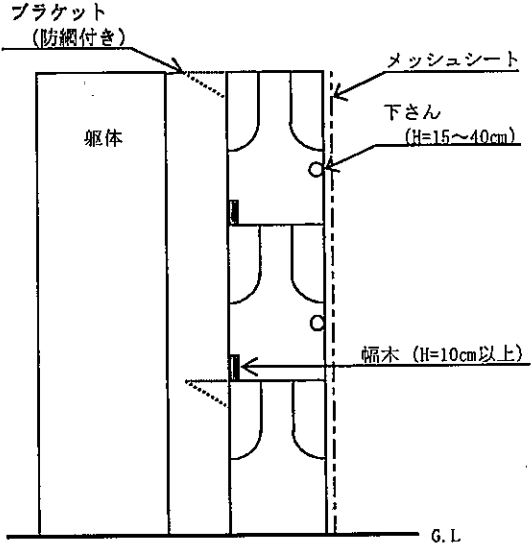
③ 墜落防止措置は適、落下防止措置は否

④ 足場内側(躯体側) : 2層毎に防網付きブラケットと1層毎に幅木(15cm以上)の設置



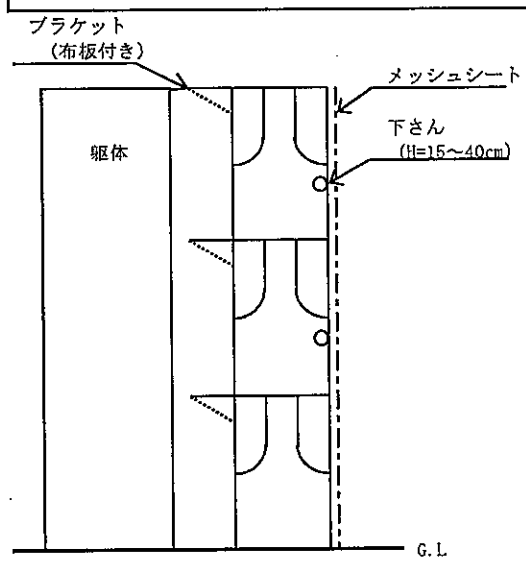
④ 墜落及び落下防止措置共に適

⑤ 足場内側（躯体側）：2層毎に防網付きブラケットと1層毎に幅木（10cm以上）の設置



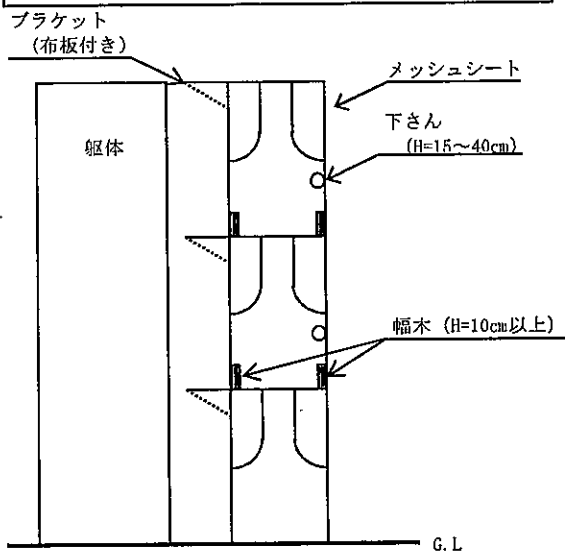
⑤ 墜落防止措置は否、落下防止措置は適

⑥ 足場内側（躯体側）：1層毎に布板付きブラケットの設置（ブラケットを設置し、墜落危険箇所を無くした例）



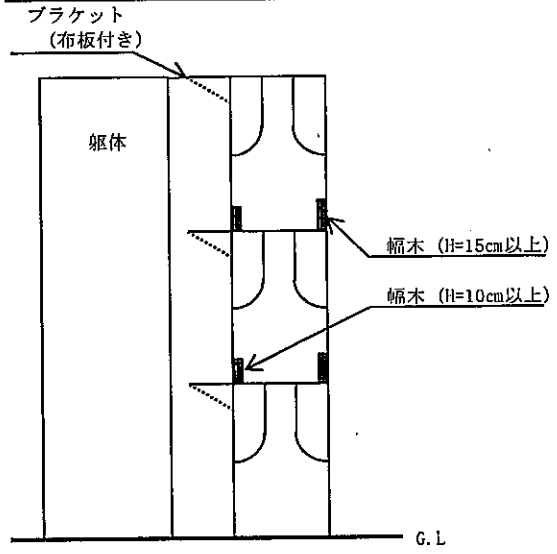
⑥ 墜落防止措置は適、落下防止措置は否

⑦ 足場内側（躯体側）：1層毎に布板付きブラケットと1層毎に幅木（10cm以上）の設置（ブラケットを設置し、墜落危険箇所を無くした例）



⑦ 墜落及び落下防止措置共に適

⑧ 足場内側（躯体側）：1層毎に布板付きブラケットと1層毎に幅木（内側：10cm以上外側：15cm以上）の設置（ブラケットを設置し、墜落危険箇所を無くした例）



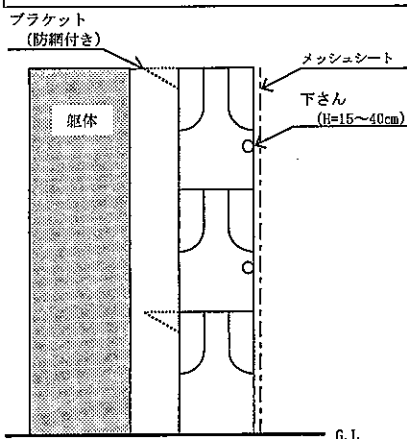
⑧ 墜落及び落下防止措置共に適

- イ 落下防止措置については、上下作業を行わない場合には設けなくてもよい。ただし、足場を通り躯体に行く通路については、安衛則第537条により、防網の設備を設けなければならない。
- ロ 墜落及び落下防止措置については、足場を作業床として使用しない場合に立入禁止措置を行えば設けなくてもよい。
- ハ 鉄骨組立て時に使用するキャットウォークについては、その他の足場に該当する。

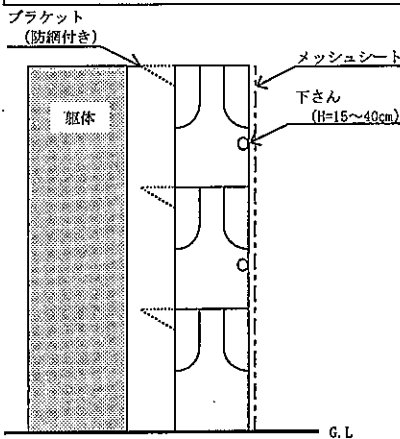
墜落防止対策及び落下防止対策例

高さ2m以上の足場：墜落防止対策は墜落のおそれがある箇所、落下防止対策は落下により危険を及ぼすおそれがある箇所が対象となる
 下図については、全ての層に交差筋かいが設けられているもの

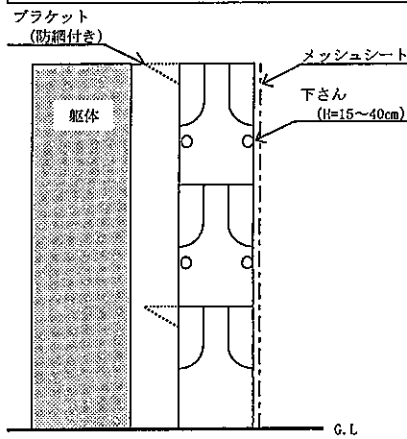
① 足場内側（躯体側）：2層毎に防網付きブラケットの設置



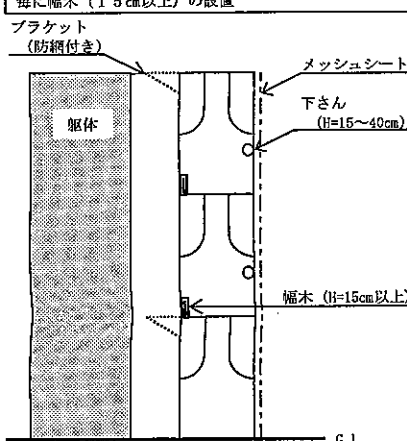
② 足場内側（躯体側）：1層毎に防網付きブラケットの設置



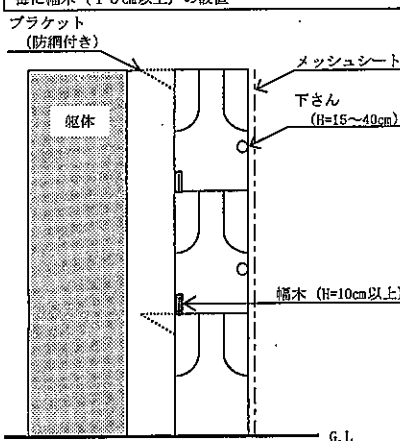
③ 足場内側（躯体側）：2層毎に防網付きブラケットと1層毎に下さんの設置



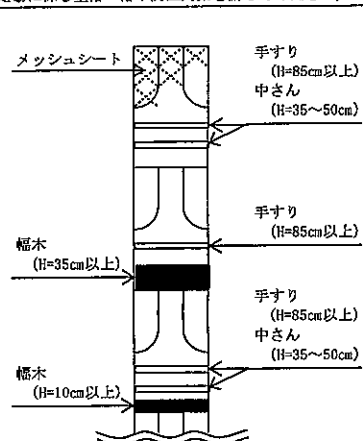
④ 足場内側（躯体側）：2層毎に防網付きブラケットと1層毎に幅木（1.5cm以上）の設置



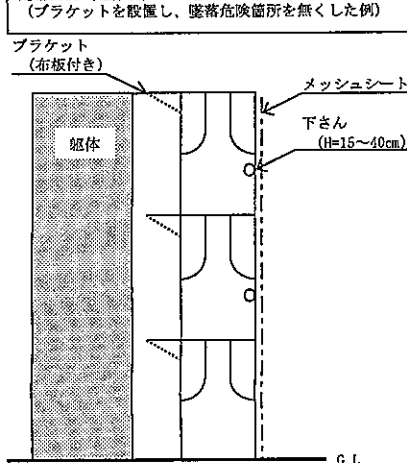
⑤ 足場内側（躯体側）：2層毎に防網付きブラケットと1層毎に幅木（1.0cm以上）の設置



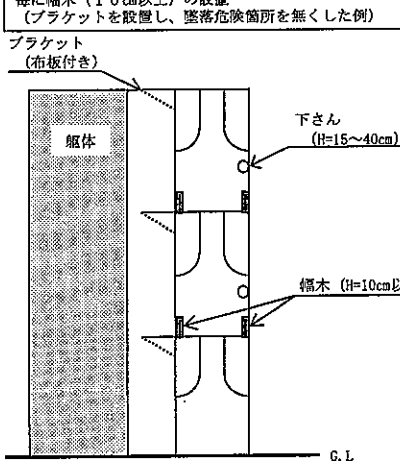
⑥ 足場表面の墜落防止対策及び落下防止対策例（特組足場以外の足場に係る墜落・落下防止対策を講じてください）



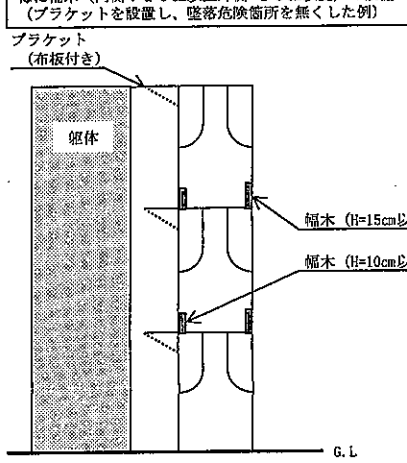
⑦ 足場内側（躯体側）：1層毎に布板付きブラケットの設置（ブラケットを設置し、墜落危険箇所を無くした例）



⑧ 足場内側（躯体側）：1層毎に布板付きブラケットと1層毎に幅木（1.0cm以上）の設置（ブラケットを設置し、墜落危険箇所を無くした例）



⑨ 足場内側（躯体側）：1層毎に布板付きブラケットと1層毎に幅木（内側：1.0cm以上外側：1.5cm以上）の設置（ブラケットを設置し、墜落危険箇所を無くした例）



- ① 墜落及び落下防止措置は共に否
- ② 墜落防止措置は否であるが、落下防止措置は適
- ③ 墜落防止措置は適であるが、落下防止措置は否
- ④ 墜落及び落下防止措置は共に適
- ⑤ 墜落防止措置は否であるが、落下防止措置は適
- ⑥ 墜落及び落下防止措置は共に適
- ⑦ 墜落防止措置は適であるが、落下防止措置は否
- ⑧ 墜落及び落下防止措置は共に適
- ⑨ 墜落及び落下防止措置は共に適

イ 階段枠の内側については、架設通路のため落下防止措置は必要ない。
 ロ 落下防止措置については、上下作業を行わない場合には設けなくてもよい。ただし、足場を通り躯体に行く通路については、安衛則第537条により、防網の設備を設けなければならない。
 ハ 墜落及び落下防止措置については、足場を作業床として使用しない場合に立入禁止措置を行えば設けなくてもよい。
 ニ 鉄骨組立て時に使用するキャットウォークについては、その他の足場に該当する。
 ホ 足場の点検は、事業者及び注文者全てがそれぞれ行うもの。また、点検の実施者については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」を参照すること。